

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第8号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

西あじま 荘	北区西味鉦四丁目	中層 耐火	3 階建	昭和57年度	126
				昭和60年度	96
				昭和61年度	96
		高層 耐火	7 階建	昭和56年度	182
				昭和58年度	156
				昭和60年度	143
西上飯田 荘	北区上飯田通 1 丁目	高層 耐火	10階建 (併存)	昭和47年度	140

を

」

「

西あじま 荘	北区西味鉦四丁目	中層 耐火	3 階建	昭和57年度	126
				昭和60年度	96
				昭和61年度	96
		高層 耐火	7 階建	昭和56年度	182
				昭和58年度	156
				昭和60年度	143

に、

」

「

稲 西 荘	中村区稲西町	中層 耐火	5 階建 (併存)	昭和43年度	63
笈 瀬 荘	中村区太閤三丁目	中層 耐火	5 階建 (併存)	昭和44年度	16

を

」

「

稲 西 荘	中村区稲西町	中層 耐火	5 階建 (併存)	昭和43年度	63
-------	--------	----------	--------------	--------	----

に

」

改める。

附 則

この規則中別表第1 1 公営住宅の表の改正規定のうち稲西荘及び笈瀬荘の項を改める部分は令和7年3月1日から、西あじま荘及び西上飯田荘の項を改める部分は同年4月1日から施行する。